

## パート・アルバイトの方の『年収130万円の壁』とは？

健康保険・厚生年金に加入している従業員が、家族を被扶養者にするとき、その被扶養者の年収が130万円を超えていると(60歳以上または障害者の方は年間収入180万円を超えていると)、扶養には入れません。

そのため、よくあるケースでは、夫が社員で、妻がパート、学生の子どもがアルバイトの場合、その妻や、子どもは夫や父の扶養に入るために、年収が130万円を超えないようにシフトの調整をしてお休みされます。

最近の最低賃金上昇の影響で、単価が上がると、働く時間を短くして年収130万円を超えないように調整されてしまう方が増え、ますます人手不足になっていることが問題になっておりました。

今回はその人手不足対策の一環として、繁忙期にはシフトを減らして働く時間をセーブしなくても良いように、一時的に年収が130万円を超えても、扶養に入り続けることができる特例的な措置です。

### 《従来の例》 社会保険加入の従業員(夫)とパート勤務の(妻)の2人家族

ケース① パートの妻の年収129万円

夫の扶養に入ることができる ⇒ 健康保険・年金 0円

ケース② パートの妻の年収130万円

夫の扶養に入ることができない ⇒ 国民健康保険 約15万円負担  
国民年金 約19万円負担

### 《今回の措置》

ケース② パートの妻の年収130万円以上

夫の扶養に入ることができる ⇒ 健康保険・年金 0円

ただし、その理由が、『一時的な収入変動』によるものである場合で、主に時間外勤務(残業)や臨時的な繁忙により収入が増えるなど。

②注 年間収入が恒常的に130万円超える場合は対象外

### ☆ 必要な手続き

新たに扶養の認定を受ける時に、『一時的な収入変動による事業主証明書』を保険者(けんぽ協会、健保組合、等)に提出してください。

【森山】